

# 第3章



## 健康・福祉の充実

「住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり」のために



家族介護教室



栗源保育所

3-1 地域福祉

3-2 子育て

3-3 高齢者福祉

3-4 障害者福祉

3-5 健康づくり・地域医療

3-6 社会保障

## 3-1 地域福祉



■ 主担当課 | 社会福祉課 ■ 関係課

### 5年間の目標

社会福祉協議会と連携し、地域で支え合う仕組みづくりや福祉の環境づくりを行い、誰もが安心していきいきと暮らせるまちを目指します。

### 現 状

本市ではこれまでに地域福祉計画をはじめ、健康増進計画、高齢者保健福祉計画、第5期介護保険事業計画、第2次障害者基本計画、第3次障害者福祉計画を策定し、地域で支え合う仕組みづくりを進めてきました。

また、要援護者に対し、地域、民間事業者、行政が連携し、日頃からの見守り活動により、必要な支援へつなげるため香取市見守りネットワークを設置しました。

地域福祉の推進に当たっては、福祉ボランティアの活動は重要な役割を担っており、社会福祉協議会が香取市ボランティア連絡協議会を運営し、情報の提供や活動支援などを行っています。平成23年度で89団体、約2,000人（延べ）のボランティアが登録・活動を行っていますが、ボランティア団体・登録者数は減少傾向にあり、高齢化が進んでいます。今後もボランティアの活動は必要不可欠であることから、ボランティアの育成・支援が必要となっています。

市民意識調査の結果では7割以上が高齢者福祉を中心とする「福祉」に関心を持っており、市民の間に地域福祉に対する理解が徐々に浸透しつつあります。さらに、東日本大震災を機に地域の絆を見直すという機運が一層高まっています。

全ての人がお互いを尊重し、高齢者や障害者などの社会的弱者を支え合う社会を実現していくことが必要となっています。

### 課 題

今回の震災の経験から、これまで以上に地域での支え合い、助け合いの必要性・重要性が高まっています。地域住民同士で、協力し、助け合う地域福祉意識を高めていくことが必要です。

- 1 地域で支え合う仕組みづくりが求められています。
- 2 市民が地域活動へ参加することを促す必要があります。
- 3 支え合う福祉の環境を整備する必要があります。
- 4 市民の自立した生活を支える体制をつくる必要があります。

### 施策の成果指標

| 指標名           | 指標の説明                     | 平成23年度 | 平成29年度 |
|---------------|---------------------------|--------|--------|
| ボランティア団体数     | 社会福祉協議会に登録しているボランティアの団体数  | 89団体   | 増加     |
| 見守りネットワーク申込者数 | 見守りネットワーク事業の見守りの申込みをしている数 | 219人   | 1,000人 |

## 具体的な取組内容

### 方針1 地域で支え合う仕組みづくり

一人ひとりの市民、地域、ボランティア団体、関係団体などの積極的な参加により、地域福祉を推進します。

特に、一人暮らしの高齢者や障害者など支援を必要とする人を地域全体で支えられるよう地域・民間事業者・行政が協働により要援護者の見守りを推進します。また、災害時における要援護者の救済体制の構築を図ります。

#### 主な事業

- 見守りネットワーク事業
- 地域福祉活動の情報発信
- ボランティア活動についての情報発信

### 方針2 地域活動への参加の促進

地域活動を通じて高齢者や障害者などへの理解を促進するとともに、地域住民同士で協力し合う地域福祉の意識啓発を推進します。

#### 主な事業

- ボランティアセンター機能の強化

### 方針3 支え合う福祉の環境づくり

社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動やNPO活動を含めた市民活動拠点の整備の検討など、これらの団体が活動しやすい環境の整備を図り、各種団体の連携と更なる活動の充実を図ります。また、全ての市民が福祉を学び福祉の心を育てていく環境整備に努めます。

#### 主な事業

- 地域における福祉教育の推進
- 福祉学習講座・講演会の開催
- (仮称)総合福祉センターの整備の検討

### 方針4 自立を支える体制づくり

福祉や健康づくりに関する相談窓口は多方面にわたっていることから、関係各課、関係機関とも相互に連携し、情報の共有化に努めます。

#### 主な事業

- 福祉相談窓口の充実推進事業
- 相談関係者の連携強化
- 民生委員・児童委員の相談業務の活性化

## 市民・地域への期待

- ボランティア活動に積極的に参加することが望めます。
- 地域福祉の役割や重要性について学ぶことが望めます。
- 地域で要援護者の見守りが行われることが望めます。

## 3-2 子育て



■ 主担当課 | 子育て支援課 ■ 関係課 | 教育総務課・学校教育課

### 5年間の目標

家庭、地域、保育所、幼稚園などの幅広い連携を一層図り、子育て家庭を地域全体で支え合い、市民が安心して子どもを産み育てられるまちを目指します。

### 現 状

本市では、平成22年3月に次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定し、“安心して産み育てられる子育て支援の充実”を目標に掲げ、子育て支援施策を積極的に実施しています。

特に、本市独自の事業である子ども医療費の助成制度は、平成24年8月から、対象年齢を中学生（窓口負担200円）までに拡充しました。また、不妊治療対策の医療費助成などの支援策も展開しています。

保育関連施策は、保育所における一時預かり保育や土曜保育の充実、学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブの整備、また、ファミリーサポートセンター事業などのきめ細かな子育て支援施策を実施するほか、集団保育を確保するための保育所の再編を実施しています。

一方、出生率の低下自体には歯止めがかかったものの、本市の出生率は、千葉県の平均値よりも低い水準にあります。これに加え生産年齢人口の流出が続いていることから、結果として、市の人口の減少、少子化の原因の一つとなっています。

今後は、放課後児童クラブの各小学校区に対応した整備や不妊治療支援などのニーズに対応するほか、少子化に対応した集団保育・教育の在り方を踏まえ、幼保一元化に向けた取組が求められています。

### 課 題

本市の出生率は低い水準にあり、少子化が進んでいます。子育て支援や少子化対策を市の最優先課題の一つとして、各種事業の積極的な展開が求められています。

- 1 子育て家庭への経済的支援が必要です。
- 2 保育サービスの充実を図る必要があります。
- 3 幼保一元化への取組を進める必要があります。
- 4 地域における子育て支援体制の充実（地域力の向上）が求められています。
- 5 ひとり親家庭への継続的な支援が必要です。
- 6 災害時等の安全・防災面での対策が求められています。

## 施策の成果指標

| 指標名                | 指標の説明  | 平成23年度  | 平成29年度  |
|--------------------|--|---------|---------|
| 地域子育て支援センターの利用者数   | 地域子育て支援センターの主催事業への年間延べ参加者数（保護者及び児童）            | 11,096人 | 15,000人 |
| ファミリーサポートセンター会員登録数 | 提供会員（子育ての援助を行いたい方）と依頼会員（子育ての援助を受けたい方）の会員登録数の合計 | 25人     | 40人     |
| 市内保育所の待機児童数        | 市内の公立・民間保育所における市民の待機児童数                        | 0人      | 0人      |
| 幼保一元化施設の整備         | 公立の幼保一元化施設（認定こども園）の設置数                         | 0施設     | 2施設     |
| 放課後児童クラブの設置数       | 公立の放課後児童クラブの設置数                                | 8か所     | 11か所    |

## 具体的な取組内容

### 方針1 子育て家庭への経済的支援の充実

子どもを産み育てる家庭の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費対策、少子化対策としての不妊治療支援などの医療費助成を継続・充実します。子ども医療費助成の制度は、平成24年度から中学生までに拡充し、当面の間、窓口負担を200円とします。

#### 主な事業

- 子ども医療費助成事業 **重点**
- 児童手当支給事業
- 特定疾患見舞金支給事業（小児慢性特定疾患医療受給券の交付児童への見舞金支給）
- 少子化対策支援事業（不妊治療受診者への医療費助成）
- 保育料の軽減・減免

### 方針2 保育サービスの充実

少子化が進行する中、香取市公立保育所適正配置の指針と実施プラン等に基づき、老朽化した保育所の改修や統廃合を進めるとともに、幼保一元化を踏まえ、集団保育・教育や就学前児童の保育・教育環境の充実に向けた、保育所と幼稚園の連携した整備を進めます。

また、現在実施している、土曜保育、延長保育等のメニューを継続し、保育サービスの拡充に努めます。さらに、放課後児童クラブ事業は、民間事業者への支援を行うとともに、計画的な整備に努めます。

主な事業

- 保育施設整備事業(幼保一元化施設を含む)
- 一時預かり事業
- 保育所運営事業 **重点**
- 放課後児童クラブ運営事業
- 放課後児童クラブ設置整備事業

## 方針3 地域の子育て支援体制の充実

ここで子どもを産み育てていきたいと感じられるようなまちを目指して、出産や子育ての不安に対する相談・支援体制の充実を図ります。また、地域全体で、子どもを見守り、育てていく体制づくりを一層進めます。

主な事業

- 地域子育て支援センター事業(子育てに関する交流拠点の設置、相談や助言、交流の実施)
- ファミリーサポートセンター事業(子育ての相互応援の実施(会員制)) **重点**
- こんにちは赤ちゃん事業(生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問、子育て情報の提供)
- 家庭児童相談室設置運営事業(児童の養育相談及び訪問指導の実施)
- 児童館運営事業

## 方針4 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するとともに、その自立を促進するため、医療費助成や母子福祉推進事業などの支援を行います。

主な事業

- ひとり親家庭扶助事業 **重点**
- 母子家庭自立支援給付金事業
- 母子福祉推進事業(ひとり親の自立支援に対する相談・助言)

## 方針5 児童福祉施設の安全・防災対策の推進

保育所、児童クラブ等の児童福祉施設における災害時の対応マニュアル等に基づき、より安全で安心な質の高い保育サービスを提供します。

主な事業

- 施設安全・防災マニュアルの推進(保育所の安全・災害対策マニュアル) **重点**
- 避難訓練等の実施

## 市民・地域への期待

- 放課後児童クラブやファミリーサポートセンターなどの運営等について、地域の参加・協力が望まれます。
- 地域全体で子育てを行う意識の一層の醸成が望まれます。
- 災害時における保育所等入所児童の避難や安全確保への連携・協力が望まれます。



第1章

第2章

第3章

健康・福祉の充実

「住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり」のために

第4章

第5章

第6章



## 3-3 高齢者福祉



■ 主担当課 | 高齢者福祉課 ■ 関係課

### 5年間の目標

介護を必要な人が必要な時に受けられる充実したサービス体制の整備や、一歩進んだ介護予防の推進により、高齢者が生きがいをもって暮らせるまちを目指します。

### 現 状

人口推計によると、本市の高齢化率（65歳以上人口の割合）は平成22年から平成27年の間に28.0%から33.3%に上昇することが見込まれています。

また、要介護（要支援）認定者も年々増加しており、介護サービス施設・事業所の整備が必要になっています。平成23年度には特別養護老人ホームの増床（64床）、グループホームの開設（18床）などを行い、受入れ体制を整えてきました。また、介護を必要としない高齢者の割合を高めることも必要となってきたことから、介護予防のための活動を推進しています。

また、市民意識調査の重要度からみた施策では「高齢者福祉の推進」が2番目に高い数値（34.7%）であるなど、市民の高齢者福祉に対する関心は非常に高いものになっています。また、同調査では不満足度（25.8%）が満足度（17.7%）を上回る結果となっています。そのため、これまで実施してきた高齢者福祉に関する施策の検証を行うことが必要になっています。

### 課 題

高齢化の急速な進行により、これまで以上に入所希望者を受け入れることができる福祉施設の確保が必要となっています。また、住み慣れた地域での在宅生活を希望する高齢者も多く、在宅介護体制の充実が求められています。

- 1 介護サービス施設・事業所の整備が求められています。
- 2 介護予防事業を推進していく必要があります。
- 3 各種高齢者施策を引き続き実施するとともに、施策の検証を行う必要があります。

### 施策の成果指標

| 指標名              | 指標の説明                      | 平成23年度                  | 平成29年度 |
|------------------|----------------------------|-------------------------|--------|
| 転倒予防教室参加者数       | 転倒予防教室の参加延べ人数              | 464人                    | 530人   |
| 介護ボランティア養成講座参加者数 | 介護ボランティア養成講座の参加延べ人数        | 37人                     | 60人    |
| 要介護（要支援）認定者割合    | 高齢者のうち、要介護・要支援認定を受けている者の割合 | 13.4%<br>(千葉県平均:13.83%) | 15%以下  |

## 具体的な取組内容

### 方針1 介護サービス施設・事業所の整備

高齢化の急速な進行により、需要が高まっている介護サービス施設・事業所の整備を促進します。平成26年度までに100床の特別養護老人ホームの開設をするために事業者の公募を行い、開設のための補助を行っていきます。

#### 主な事業

- 特別養護老人ホーム開設事業及びそのための事業者選定事業 **重点**

### 方針2 高齢者の介護予防

一次予防事業（全高齢者対象）、二次予防事業（要介護状態になる可能性が高い高齢者対象）の意義を積極的にアピールし、運動機能向上のための教室への積極的な参加を推進します。

#### 主な事業

- 転倒予防教室等の一次予防事業 **重点**
- 通所型・訪問型介護予防事業等の二次予防事業 **重点**
- 介護ボランティア養成講座事業
- 認知症予防及び地域支援の構築事業 **重点**

### 方針3 各種高齢者施策の実施及びその検証

これまでに本市が取り組んできた各種高齢者施策を引き続き実施していくとともにその検証を行います。

#### 主な事業

- 生きがいづくりの充実事業（シルバー人材センターの充実、高齢者クラブへの参加促進）
- 在宅福祉の充実事業（配食サービス事業の充実、緊急通報システム事業の普及促進）

## 市民・地域への期待

- ボランティア活動に参加し、高齢者を地域で支えていくことが望めます。
- 介護サービス施設等を新築・増築する際の周辺住民の理解が望めます。

## 3-4 障害者福祉



■ 主担当課 | 社会福祉課 ■ 関係課 | 学校教育課

### 5年間の目標

ノーマライゼーション意識の啓発や障害のある人の交流活動を活性化することで、地域で支え合い、一人ひとりが自分らしく生きることができ、すべての人が安心して生活できるユニバーサルデザインに基づくまちづくりを目指します。

### 現 状

本市では香取市障害者基本計画、第2次香取市障害福祉計画に基づき、これまで施策を推進してきました。ノーマライゼーション意識の啓発についてはNPOなどが独自に実施する講演会やイベントが数多く開催されるようになり、手話奉仕員養成講座も実施するなど、啓発の機会や活動は活発化してきています。

また、香取圏域に県により障害者就業・生活支援センターが設置され、関係機関との連携が強化されたことに伴い、就労移行支援事業の活用が大幅に増えており、一般就労移行や障害者雇用への取組が進んでいます。

さらに、障害のある人の日常生活を支援するための支援サービスについては、各種制度の活用を図っています。

一方、東日本大震災を機に、災害発生時の要援護者支援に関する施策の確立が求められています。

### 課 題

障害者の自立を促進するため、各種障害者福祉サービスの提供や就労支援等を強化する必要があります。

- 1 障害のある人に対する理解を深める啓発・広報の充実が必要です。
- 2 療育・教育体制の充実が求められています。
- 3 障害者の雇用・就労の促進が求められています。
- 4 生活支援サービスの充実が求められています。
- 5 障害者の生活環境の整備・充実が求められています。

第1章

第2章

第3章

健康・福祉の充実

「住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり」のために

第4章

第5章

第6章

## 施策の成果指標

| 指標名                        | 指標の説明                    | 平成23年度 | 平成29年度          |
|----------------------------|--------------------------|--------|-----------------|
| 一般就労移行者数<br>(人/年)          | 福祉施設を退所し、一般就労する<br>人数    | 3人/年   | 11人/年<br>(H26)  |
| 福祉施設利用者数<br>(人)            | 年度末において福祉施設を利用す<br>る人数   | 193人   | 296人<br>(H26)   |
| 在宅障害福祉<br>サービス利用者<br>(人/年) | 在宅で障害福祉サービスを利用し<br>ている人数 | 400人/年 | 500人/年<br>(H26) |

## 具体的な取組内容

### 方針1 障害のある人に対する理解を深める啓発・広報の充実

障害のある人が地域の中で真に豊かな生活が送れるように、障害のある人に対する理解を深める啓発活動を全市的に展開していきます。

#### 主な事業

- 啓発活動事業(広報紙等への掲載・講演会等の開催等) **重点**
- 福祉教育の推進(福祉への理解を推進する学齢期教育の実施) **重点**
- 福祉体験・交流の推進(障害者との交流体験等)
- 地域福祉の推進(地域での健常者と障害のある人との共生への理解を深める啓発)

### 方針2 療育・教育体制の充実

障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じて、きめ細やかな支援を行うため、一貫した教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥・多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど、障害や発達の遅れのある子もない子どもともに地域で育てる環境づくりに努めます。

#### 主な事業

- 就学前教育等の充実(障害児や発達障害児の就学前教育・療育の推進) **重点**
- 特別支援教育体制の充実
- 特別支援教育の推進(障害のある幼児・児童・生徒への適切な指導、必要な支援の実施)

## 方針3 障害者の雇用・就労の促進

雇用・就労は障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者がその能力を最大限に発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、一人ひとりの特性を踏まえた条件整備が求められます。一般就労のほかに就労移行支援事業所等の就職に向けた職業訓練等のサービス提供を行い、事業所の体制整備を促進するとともにサービスの質の向上に努め、就労支援の充実を図っていきます。

### 主な事業

- 一般就労の促進 **重点**
- 福祉的就労の拡大

## 方針4 生活支援サービスの充実

障害者の多様なニーズに対応した生活支援体制の整備を図り、福祉サービスの量的、質的充実に努めます。

### 主な事業

- 在宅生活への支援の充実
- 日中活動への支援の充実 **重点**
- 居住の場への支援の充実
- 相談支援体制の充実(地域生活に関する多様な相談窓口の充実・連携) **重点**
- コミュニケーション支援の促進(要約筆記者・手話通訳者等による支援)
- 権利擁護の推進(成年後見制度利用の推進、虐待防止活動の推進) **重点**

## 方針5 生活環境の整備・充実

公共空間の整備に当たっては、可能な限り、バリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮に努めます。また、東日本大震災の経験と教訓をふまえ、災害時における障害者等の災害弱者の生命と生活を守る避難支援体制の整備を進めます。

### 主な事業

- 障害のある人にやさしい公共空間の確保事業(ユニバーサルデザインの推進)
- 福祉タクシー事業(交通弱者となりがちな重度障害者の交通手段の確保)
- 住宅環境の整備(重度障害者の住宅改修)
- 災害時要援護者支援計画策定事業 **重点**

## 市民・地域への期待

- 障害のある人と接し、障害そのものや障害のある人について理解を深めることが望まれます。
- 障害のある人の地域での生活を受け入れ、地域内での共生をかたちづくることを望まれます。



第1章

第2章

第3章

健康・福祉の充実

「住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり」のために

第4章

第5章

第6章

## 3-5 健康づくり・地域医療



■ 主担当課 | 健康づくり課 ■ 関係課

### 5年間の目標

平成23年度に策定した香取市健康増進計画(健康かとり21)に掲げる各種の事業を展開するとともに、各種健(検)診の受診率を高め、適切な健康相談・健康指導を実施することにより、市民が健康で元気に暮らせるまちを目指します。

### 現 状

本市はこれまで市民の健康づくりを総合的に推進してきました。

ライフステージに応じた各種健診・保健相談や胃がん・大腸がんをはじめとする各種がん検診事業を実施し、受診率の向上に努め、市民一人ひとりの健康増進に寄与してきました。

また、地域医療体制を充実させるため、関係機関との協議をしてきましたが、方向性を見出すまでには至っていないため、引き続き協議を実施し、地域医療体制を充実させるための仕組みづくりが必要となっています。

市民意識調査によると、「地域医療体制の充実」について、満足度が－30.7%と非常に低く、加えて施策の重要度は49.3%と全施策の中で1位となっていることから、引き続き、最も優先して取り組まなければならない施策となっています。

### 課 題

食生活などの要因により生活習慣病を患う市民が増加傾向にあり、健康づくりに対する意識の啓発や各種健(検)診が受けやすい体制づくりを充実させる必要があります。

また、小見川総合病院と県立佐原病院を核とした地域医療体制の充実が、引き続き、差し迫った課題となっています。

- 1 健康づくり体制を整備する必要があります。
- 2 市民の健康増進を図る必要があります。
- 3 保健機能を充実させる必要があります。
- 4 地域医療体制を充実させる必要があります。

## 施策の成果指標

| 指標名                      | 指標の説明                         | 平成23年度 | 平成29年度 |
|--------------------------|-------------------------------|--------|--------|
| 乳児健康診査の受診率               | 4か月・10か月健診の受診率                | 95.9%  | 100.0% |
| 幼児健康診査の受診率               | 1歳6か月・2歳歯科・3歳児健診の受診率          | 89.3%  | 100.0% |
| がん検診の受診率<br>(肺がん検診を除く)   | 市が実施するがん検診の受診率                | 19.8%  | 25.0%  |
| インフルエンザ予防接種の接種率<br>(高齢者) | 65歳以上の市民のインフルエンザ予防接種を接種した人の割合 | 49.2%  | 50.0%  |

## 具体的な取組内容

### 方針1 健康づくり体制の整備

市民が生涯を通じて健康で質の高い生活を送ることができるよう、生活習慣病予防と健康づくりのために健康増進計画に掲げる事業を展開します。

#### 主な事業

- 健康増進計画の推進 **重点**
- 健康づくり意識の啓発
- 食育推進計画の策定と推進
- (仮称)生きがい交流館整備事業

### 方針2 健康の増進

一次予防の一つである、生活習慣の改善（生活環境改善、適切な食生活、運動・活動の励行、ストレスの解消、適正飲酒、禁煙、歯の健康、がん予防等）のために必要な事業を推進します。

#### 主な事業

- 休養、こころの健康づくりの推進
- 飲酒、喫煙に関する知識の普及啓発
- 歯と口腔の健康づくりの推進 **重点**
- 糖尿病、循環器病対策の推進
- がんの予防事業



## 方針3 保健機能の充実

育児のライフステージに対応した育児相談、乳幼児の健康相談などの母子保健施策を推進します。また、健康寿命の延伸を目標として、健康相談・訪問指導事業等を充実させ、成人の健康管理を推進します。

### 主な事業

- 妊産婦・新生児訪問活動事業
- 母子保健推進員活動事業
- 母子保健事業(乳幼児の健診、予防接種、母子の健康相談、各種健康教室の開催、発達相談等)
- 妊婦乳幼児保健事業(母子健康手帳の交付、妊婦健診助成事業、新生児訪問等)
- 成人保健事業(各種がん検診、予防接種、健康相談の実施等)

## 方針4 地域医療体制の充実

市民が身近で安心して医療サービスが受けられるよう、中核となる小見川総合病院と県立佐原病院を中心とした医療体制を構築するとともに、地元医師会、市内医療機関とも連携し、地域医療の充実に努めます。特に、市内で出産ができない状況を改善し、安心して子どもを産み育てられる環境整備に取り組みます。

### 主な事業

- 小見川総合病院の診療体制の整備 **重点**
- 小児医療の充実
- 産科医確保対策
- 地域医療の充実(医師会等へ助成、病院運営費負担金、在宅当番医事業等)

## 市民・地域への期待

- 健康づくりに対する意識の向上が望めます。
- 運動などの健康づくりに実際に取り組み、生活習慣病などにかからないように意識することが望めます。
- 保健事業に関心を持ち各種健(検)診を受診することが望めます。
- 地域医療の考え方や市の医療施策についての理解を深めることが望めます。



第1章

第2章

第3章

健康・福祉の充実

「住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり」のために

第4章

第5章

第6章

## 3-6 社会保障



■ 主担当課 | 市民課

■ 関係課 | 社会福祉課・健康づくり課・税務課

### 5年間の目標

医療費の適正化を推進し、国民健康保険制度が健全に運営されるまちを目指します。また、生活に困窮した人たちがそれぞれに必要な支援を受けながら、できる限りの自立をし、地域で安心して暮らせるまちを目指します。

### 現 状

全国的な傾向と同様に、診療報酬の改正や高度医療の発展を背景として、本市の国民健康保険被保険者1人当たりの総医療費が平成20年度から平成23年度の間で240,713円から270,458円へと増加しています。高齢化の進行や医療技術の高度化等の要因により、国民健康保険被保険者一人当たりの医療費は今後も、ますます増加していくものと考えられます。

このように、国民健康保険の運営状況が更に厳しい状況になることが予想されるため、国民健康保険に対する理解や医療費の適正化、特定健診・保健指導の充実による健康づくりが求められています。

本市では、医療費の適正化に向けて、パンフレットの各戸配布を通じてジェネリック医薬品の使用を推進してきました。さらに、平成23年度からオンラインによるレセプト点検が開始されたことに伴い、国民健康保険団体連合会と一体となり縦覧点検等の強化に努めています。また、本市の国民健康保険被保険者の特定健康診査の受診率は、比較的高い状態にありますが、平成23年度からは集団健診に加え医療機関で受診する個別健診を実施し、受診者の利便向上を図っています。

生活保護については、経済状況の悪化を背景とする失業者の増加により、被保護世帯が平成20年度から平成22年度の間で363世帯から441世帯へと増加しています。

生活保護世帯に対しては、ハローワークをはじめとする関係機関と連携を図りながら、経済的自立に向けた就労支援に取り組んでいます。

今後は、さらに支援を充実させることで、社会保障の基盤を安定させることが期待されています。

### 課 題

急激な高齢化の進行や医療技術の高度化等による医療費の増加により、国民健康保険制度の運営は厳しいものとなっています。

また、生活困窮者も、雇用環境の悪化等により増加傾向にあります。

- 1 国民健康保険事業の健全な運営を進めていく必要があります。
- 2 特定健診受診率・特定保健指導実施率を向上させる必要があります。
- 3 後期高齢者医療制度の健全な運営を進めていく必要があります。
- 4 生活困窮者の相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 5 生活困窮者の就労・自立支援体制の強化を図る必要があります。

## 施策の成果指標

| 指標名                          | 指標の説明                         | 平成23年度                                       | 平成29年度   |
|------------------------------|-------------------------------|--|----------|
| 国民健康保険<br>被保険者1人当たりの<br>総医療費 | 医療諸費費用合計額 /<br>国保被保険者数（年間平均）  | 270,458円<br>（千葉県内国保平均：<br>265,828円<br>（H22）） | 297,504円 |
| 国民健康保険税徴収率                   | 保険税調定額に対し収納した割合<br>（現年分）      | 87.10%<br>（千葉県平均：87.17%）                     | 90.00%   |
| 特定健康診査の<br>実施率               | 特定健康診査受診者数 /<br>40歳以上の国保被保険者数 | 39.0%<br>（千葉県内国保平均：<br>35.2%）                | 60.0%    |
| 特定保健指導実施率                    | 特定保健指導修了者数 /<br>特定保健指導対象者数    | 17.6%<br>（千葉県内国保平均：<br>21.16%）               | 60.0%    |
| 後期高齢者医療<br>保険料徴収率            | 保険料調定額に対し収納した割合               | 98.03%<br>（千葉県後期高齢者医療<br>平均：98.00%）          | 99.00%   |
| 自立世帯数                        | 生活保護から就労により自立した<br>世帯の数       |  | 5世帯／年    |

## 具体的な取組内容

### 方針1 国民健康保険事業の健全な運営

国民健康保険の普及啓発を図り、医療費の適正化に向けた取組を推進するとともに、保険税滞納の未然防止と厳正・的確な滞納整理に取り組み、国民健康保険事業の健全な運営を目指します。

#### 主な事業

- レセプト点検の強化推進事業 **重点**
- 国民健康保険制度の普及啓発活動の推進
- ジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及推進
- 滞納の未然防止と厳正・的確な滞納整理の実施

## 方針2 特定健康診査・特定保健指導の充実

国民健康保険被保険者に対する特定健康診査の受診率・特定保健指導の指導率を向上させ、メタボリックシンドロームの該当者や予備軍の減少を目指します。

### 主な事業

- 特定健康診査事業
- 特定保健指導事業

## 方針3 後期高齢者医療制度の健全な運営

後期高齢者を対象とした適正な医療の確保・給付と制度の健全な運営を推進します。

### 主な事業

- 後期高齢者医療制度の普及啓発
- 臨戸徴収事業 **重点**
- 口座振替の推進

## 方針4 相談支援体制の充実

生活困窮者・孤立者を早期に把握し、それぞれに必要な支援につなげていきます。

### 主な事業

- 民生委員、NPO、民間事業者等の関係機関との連携強化
- 地域福祉ネットワークとの連携

## 方針5 就労・自立支援体制の強化

低所得者へのきめ細やかな就労支援・自立支援を行います。

### 主な事業

- ハローワークとの連携
- 関係機関と連携した生活困窮者等の社会的自立に向けた支援

## 市民・地域への期待

- ジェネリック医薬品の使用や重複受診の回避など医療費の抑制が望めます。
- 国民健康保険事業や後期高齢者医療制度に対する理解を深めることが望めます。
- 特定健康診査等の積極的な受診が望めます。



第1章

第2章

第3章

健康・福祉の充実

「住み慣れた地域で、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり」のために

第4章

第5章

第6章